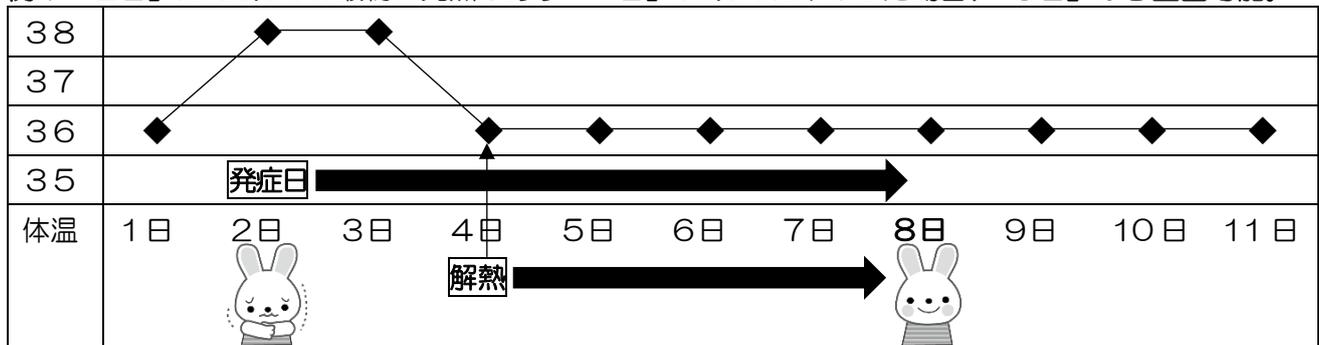


【インフルエンザ罹患後の登園のめやす】

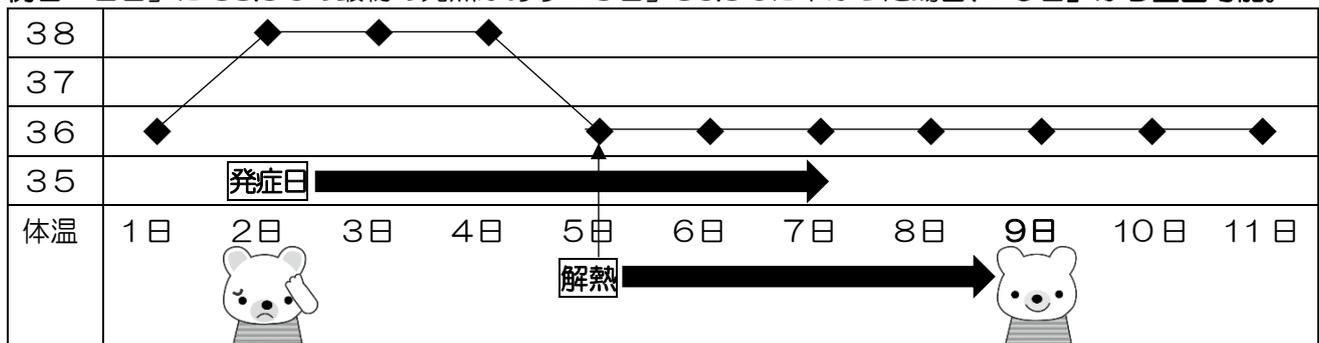
正親こども園
第二せいしん幼稚園

学校保健安全法施行規則で、感染症の出席停止の期間は決められています。インフルエンザの場合は、発症した後5日間（発熱した日は0日と数える）、かつ解熱後（解熱した日は0日と数える）3日を経過した翌日からの登園となります。3つのパターンで示していますので、例1・例2・例3に照らして登園できる日を確認してください。

例1 「2日」に38.5℃の最初の発熱があり「4日」36.5℃に下がった場合、「8日」から登園可能。



例2 「2日」に38.5℃の最初の発熱があり「5日」36.5℃に下がった場合、「9日」から登園可能。



例3 「2日」に38.5℃の最初の発熱があり「7日」36.5℃に下がった場合、「11日」から登園可能。

